

川崎市告示第57号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の25第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年2月3日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の廃止年月日	事業所番号
合同会社 SDC コスモ	かりなぼーと菅北浦	川崎市多摩区菅北浦二丁目 23番4	児童発達支援	令和7年10月31日	1455400745
合同会社 SDC コスモ	かりなぼーと菅北浦	川崎市多摩区菅北浦二丁目 23番4	放課後等デイサービス	令和7年10月31日	1455400745
一般社団法人かりなぼーと	かりなぼーと菅	川崎市多摩区菅 2-13-1 カサベルデ多摩101	児童発達支援	令和7年10月31日	1455400471
一般社団法人かりなぼーと	かりなぼーと菅	川崎市多摩区菅 2-13-1 カサベルデ多摩10	放課後等デイサービス	令和7年10月31日	1455400471